

千葉県国登録有形文化財建造物所有者の会 設立趣意書 草案

【ちば登文会設立の経緯】

千葉県登録文化財所有者会は今発足すれば、全国で11番目の県になりますが、声かけから企画運営、事務作業に至るまで、全て登録文化財所有者自身で自立運営するのは非常に負担がかかり設立が見通し難いことから、なかなか各地での設立が進まない現状があります。

さて、2022年9月、秋田登文会の顧問をされている日大理工海洋建築工学科の佐藤先生より旧知であった公益社団法人日本建築家協会千葉地域会代表の森田氏に「建築設計団体などで登文会の立ちあげと運営のサポートについて」呼びかけがありました。そこで森田氏は、自ら代表を務める専業建築士の団体である(公社)日本建築家協会千葉地域会(JIA千葉)と、資格団体の(一社)千葉県建築士会とのどちらで行えばスムーズかなど運営の視点で様々な検討し、事務局員人数が充実している建築士会が担当することが適当であろうという結論に至りました。

(一社)千葉県建築士会には、伝統建築技術に対する専門知識が深い者や、ヘリテージマネージャーなど歴史的建造物建築物の調査や、修繕の学習を積んだ者も多数いることから登録文化財への関心も高く、不動産的価値や経済状況あるいは相続などの個人的事情からの消えゆく歴史的建造物にとっても憂慮しております。

具体的には、景観整備機構運営会議という歴史的景観を扱う会議体に設立準備の小委員会を有志で立ち上げ、ボランティア作業を引き受ける事とし、県の文化財課と窓口の市町行政より、運営上の利便性から建築士会のブロック分けに倣い県内を5つのエリアに分けて各地域から設立発起人を引き受けて頂ける所有者を探して準備会議を発足し活動を始めた事に端を発します。

【設立趣意書の草案】

登録文化財は、国宝や重要文化財などの指定文化財のように許可制による強い規制と手厚い保護により保存されるものとは異なり、近代の歴史遺産を中心として所有者の自主的な取り組みにより保存・活用されているものを国の登録台帳に登録し緩やかな保護措置で未来に継承していくもので、登録有形文化財(建築)所有者の個人個人のエネルギーと創意工夫によって保存活用され、歴史的建造物や登録文化財建物として日本の歴史を紡いできました。

活用を前提とする登録文化財は、我が国の歴史と伝統文化を継承しつつ美しい街並みを構成するとともに、国際化の変革著しい日本社会にあって国の支柱となるまちづくりや観光振興に貢献するものと考えます。

しかしながら昨今では、江戸期から昭和中期にかけて建造された建築物が、その歴史的・文化的な価値や意義を十分に認識され、或いは社会的評価を受けることなく、生活様式の変化や老朽化による維持費負担、不動産活用・売買など、所有者個人をとりまく事情から取壊されたり消滅の危機に晒される事例が相次いでおります。

登録文化財を後世に継承してゆくに当たっては、維持・保全・利活用に関する様々な課題を解決することが不可欠となりますが、その方策として、登録文化財所有者が交流する場と機会を定期的につくり、相互に情報を交換する中から知恵を集結して運動にしてゆくような活動が必要であると感じるところです。

登録文化財所有者の会は平成17年(2005)に大阪で初めて設立されて以降、京都府、秋田県、愛知県、群馬県、東京都、和歌山県、三重県、神奈川県、滋賀県と10都府県で所有者の会が既に設立されており、とかく個人だけでは活動が制限されやすく、意見も集約しにくいことから、建造物の調査や保全、利活用についての情報交換、交流会を兼ねた講習会などが行われております。

また、2019年6月22日に全国組織「国登録有形文化財全国所有者の会」(全国登文会)が設立され、全国的なムーブメントとなりました。

このような背景から、設立されれば全国で11番目となる「登録文化財所有者の会」を千葉県にも立上げて、千葉県内の登録文化財所有者が集える継続的な場を創設し、所有者の横の情報共有や学習、或いは意見を取り纏めたり連絡を密にして、登録文化財の維持保全と利活用に資する基盤とするべく、千葉県文化財課や各地域の文化財行政のご協力の下、県内5地域から設立発起人を募り、(一社)千葉県建築士会を当面の事務局として設立を志す事となりました。

我々は登録文化財所有者が抱える問題解決の一助とすべく「千葉県登録文化財所有者の会」を設立し、登録有形文化財を貴重な「国民的財産」として、我が国の歴史と文化を日本国内はもとより世界に発信・広宣する使命を遂行することを、ここに誓うものであります。

併せて、この趣旨に賛同される多くの登録文化財所有者やその関係者の多くの参加を求めて参る所存です。

【(仮称) 千葉県登録文化財所有者の会 ― 設立の理念】

- ① 会員相互及び文化財所有者の方々との交流訪問を行って親睦と情報交換を図る
- ② 文化財の維持・保存に関する課題解決への知恵を結集して後世に継承してゆく
- ③ 文化財の保護・保存・活用に取り組む全国の団体との連携を図り、協力して活動をおこなう
- ④ 県民の登録文化財への関心を高め、失う歴史的財産を減らし歴史・文化の振興に貢献する